記載心得

1　船員法の適用を受ける船舶並びにこれに乗り組む船員及びこれに乗り組むため雇用されている予備船員の10月１日現在における状況を記載し、10月末日までに提出すること。

2　船員を乗り組ませている主な船舶欄には、いずれか該当するもの一つを○で囲むこと。

3　経営形態欄には、「個人」、「株式会社」、「協同組合」等の別を記載すること。

4　加盟船舶所有者団体の名称欄には、「外航労務部会」、「内労協」、「一洋会」、「全内航」、「大型カーフェリー」の別を記載すること。また、船舶所有者団体には加盟していないものの、他の船舶所有者団体と労働組合が締結した労働協約を準用している場合は、「盟外」と記載するとともに（　）書きでその船舶所有者団体の名称を記載すること。

5　雇用船員数（予備船員数を除く。）及び所属船舶の状況には、当該事務所に属する船舶の状況について記載すること。

イ　船舶番号欄には、総トン数20トン未満の漁船にあっては、漁船登録番号を記載すること。

ロ　運航形態欄には、「外航船」、「内航船」、「漁船」、「その他」の別を記載すること。

ハ　用途欄には、「旅客船」、「貨物船」、「油送船」、「鉱石専用船」、「ひき船」、「漁船」等の別（漁船にあっては、従事する漁業の種類（例えば、「まぐろはえなわ」、「かつお一本づり」、「突棒」等）を含む。）を記載すること。

ニ　主な就航航路又は操業区域欄には、「函館―青森」、「北海道―京浜」、「瀬戸内海」、「東シナ海」等と記載すること。

ホ　乗組船員数欄には、10月１日現在の乗組船員数を記載すること。

ヘ　10月１日現在稼働していない船舶については、「係船」、「修繕」、「ぎ装」等その状態を備考欄に記載すること。

ト　他から借り入れた船舶、船員の共同雇用を行っている船舶等については、その旨を、備考欄に記載すること。

6　非雇用船員とは、船舶所有者である乗組船員及び労働の対償として給料その他の報酬を受けない乗組船員をいう。

7　労働組合の状況には、雇用船員の加入している労働組合が２以上あるときは、それぞれについて、名称、加入者数及び労働協約の有無を記載すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第三百四十四号

遺伝子治療臨床研究に関する指針を次のように定める。

平成二十七年八月十二日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

遺伝子治療等臨床研究に関する指針

目次

第一章　総則
第一　目的
第二　用語の定義
第三　適用範囲
第四　遺伝子治療等臨床研究の対象の要件
第五　有効性及び安全性
第六　品質等の確認
第七　生殖細胞等の遺伝的改変の禁止
第八　適切な説明に基づくインフォームド・コンセントの確保
第九　公衆衛生上の安全の確保
第十　情報の公開
第十一　被験者の選定
第二章　研究者等の責務等
第十二　研究者の基本的責務等
第十三　研究責任者の責務
第十四　総括責任者の責務
第十五　研究機関
第十六　研究機関の長の責務
第三章　研究計画書
第十七　研究計画書に関する手続
第十八　研究計画書の記載事項
第十九　研究に関する登録・公表
第四章　倫理審査委員会
第二十　倫理審査委員会の設置等
第二十一　倫理審査委員会の役割・責務等
第五章　インフォームド・コンセント等
第二十二　インフォームド・コンセントを受ける手続等
第二十三　代諾者からのインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等
第六章　厚生労働大臣の意見等
第二十四　厚生労働大臣の意見
第二十五　重篤な有害事象等に係る厚生労働大臣の意見
第二十六　厚生労働大臣の調査等
第七章　個人情報等
第二十七　個人情報等に係る基本的責務
第二十八　安全管理
第二十九　保有する個人情報の開示等
第八章　重篤な有害事象への対応
第三十　重篤な有害事象への対応

○文部科学省・厚生労働省告示第三号

遺伝子治療臨床研究に関する指針を廃止する告示を次のように定める。

平成二十七年八月十二日　　文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久

遺伝子治療臨床研究に関する指針を廃止する告示

遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成十六年文部科学省・厚生労働省告示第二号）は、廃止する。

附　則

この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。